

◎ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二項の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正法施行時（一条改正分・平成二十二年七月一日）		改正法公布時（平成二十一年七月十五日）	
活動	基準	活動	基準
<p>（略）</p> <p>法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>（略）</p> <p>申請人が次のいずれにも該当していること。 。（以下略） 一 大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後、従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは三年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有し、又は従事しようとする研究分野において十年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有すること。ただし、本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合であつて、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（研究の在留資格をもって当該本邦</p>	<p>（同上）</p> <p>法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>（同上）</p> <p>申請人が次のいずれにも該当していること。 。（同上） 一 大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後、従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは三年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有し、又は従事しようとする研究分野において十年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有すること。ただし、本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合であつて、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる業務に従事している場合は、この限りでない。</p>

<p>法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>（略）</p>	<p>二</p>
<p>一 申請人が演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動に従事しようとする場合は、二に規定する場合を除き、次のいずれにも該当していること。 イ、ロ （略） (1)、(2) （略） (3) 当該機関の経営者又は常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。</p>	<p>二 （略）</p> <p>申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>一 申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あること。</p>	<p>二 （略）</p> <p>にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あるときは、この限りでない。</p>
<p>法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>（同上）</p>	<p>二 （同上）</p>
<p>一 申請人が演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動に従事しようとする場合は、二に規定する場合を除き、次のいずれにも該当していること。 イ、ロ （同上） (1)、(2) （同上） (3) 当該機関の経営者又は常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。</p>	<p>二 （同上）</p> <p>申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>一 申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していること。</p>	<p>二 （同上）</p>

ハ 次に掲げるいづれの要件にも適合すること。(以下略)	(4) (略)	(iv) (略)	(v) (略)	は助けられた者	(i)(i)	過去五年間に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいづれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者
					(ii)	過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（法第九条第四項の規定による記録を含む。以下同じ。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を使用し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくは助けた者

ハ 次に掲げるいづれの要件にも適合すること。(同上)	(4) (同上)	(iv) (同上)	(v) (同上)	つせんをした者	(i)(i)	過去五年間に法第七十三条の二第一項第一号若しくは第二号の行為又は同項第三号のあつせん行為を行った者
					(ii)	過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（法第九条第四項の規定による記録を含む。以下同じ。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可、又は法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を使用し、所持し、譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあつせんをした者

<p>二 四 (略)</p>	<p>(6)(1) (5) (略)</p> <p>又は当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 過去五年間に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者</p> <p>(iii) 過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくは助けた者</p>
------------------------	---

<p>二 四 (同上)</p>	<p>(6)(1) (5) (同上)</p> <p>又は当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(i) (同上)</p> <p>(ii) 過去五年間に法第七十三条の第二項第一号若しくは第二号の行為又は同項第三号のあつせん行為を行った者</p> <p>(iii) 過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可、又は法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあつせんをした者</p>
-------------------------	---

<p>(略)</p> <p>法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動</p>	
<p>(略)</p> <p>一 申請人が本邦の公私の機関の外国にある事業所又は出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）で定める外国の公私の機関の外国にある事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。</p> <p>二 申請人が修得しようとする技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）が同一の作業の反復のみによつて修得できるものではないこと。</p> <p>三 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。</p> <p>四 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとすること。</p> <p>五 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、本邦において申請人が従事する技能実習（本邦外において実習実施機関（本邦にある事業所において技能実習を実施する法人（親会社（会社法（平成十七年法律第八十六</p>	
<p>(同上)</p> <p>(新設)</p>	
<p>(同上)</p> <p>(新設)</p>	

号) 第二条第四号に規定する親会社をいう。若しくは子会社(同条第三号に規定する子会社をいう。)の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合はこれら複数の法人)又は個人をいう。以下同じ。)が実施する講習を含む。次号において同じ。)に関連して、次に掲げるいずれの機関からも保証金を徴収されていないことその他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで管理されないことが見込まれることのほか、当該機関との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。

イ 申請人が国籍又は住所を有する国の所属機関その他申請人が本邦において行おうとする活動の準備に関与する外国の機関(以下「送出し機関」という。)

ロ 実習実施機関

六 実習実施機関と送出し機関の間で、本邦において申請人が従事する技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約

金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。

七| 実習実施機関が次に掲げる要件に適合する講習を座学（見学を含む。）により実施すること。

イ| 講習の科目が次に掲げるものであること。

(1)| 日本語

(2)| 本邦での生活一般に関する知識

(3)| 出入国管理及び難民認定法、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者が講義を行うものに限る）。

(4)| (1)から(3)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得に資する知識

ロ| 実習実施機関が本邦において実施する講習の総時間数が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する予定の時間全体の六分の一以上であること。ただし、申請人が次のいずれかに該当す

る講習又は外部講習を受けた場合は、十二分の一以上であること。なお、講習時間の算定に当たっては、一日の講習の実施時間が八時間を超える場合にあっては、八時間とする。

(1) 過去六月以内に実習実施機関が本邦外において実施したイの(1)、(2)又は(4)の科目に係る講習で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの

(2) 過去六月以内に外国の公的機関若しくは教育機関又は第一号に規定する本邦若しくは外国の公私の機関が申請人の本邦において従事しようとする技能実習に資する目的で本邦外において実施したイの(1)、(2)又は(4)の科目に係る外部講習（座学（見学を含む。）によるものに限る。）で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの（実習実施機関においてその内容が講習と同等以上であることを確認したものに限る。）

ハ 本邦における講習が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する期間内に行われること。ただし、イの(3)の科目に係る講習については、申請人が実習実施機関において講習以外の技能等

-
-
- の修得活動を実施する前に行われること。
- 八| 申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。
- 九| 申請人が従事しようとする技能実習が実習実施機関の常勤の職員で修得しようとする技能等について五年以上の経験を有するもの（以下「技能実習指導員」という。）の指導の下に行われること。
- 十| 実習実施機関に申請人の生活の指導を担当する職員（以下「生活指導員」という。）が置かれていること。
- 十一| 申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以下この号において同じ。）の総数の二十分の一以内であること。
- ただし、法務大臣が告示をもって定める技能実習にあつては、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、次の表の上欄に掲げる当該総数に応じそ
-
-

れぞれ同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り捨てた人数とする。）の範囲内であること。

実習実施機関の常勤の職員の総数	三百人以上	技能実習生の人数
		常勤の職員
		の総数
		の二十分の一
二百人以上三百人以下	十五人	
百人以上二百人以下	十人	
五十一人以上百人以下	六人	
五十人以下	三人	

十二 実習実施機関が、技能実習生が上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策を報告することとされていること。

十三 実習実施機関が講習を実施する施設を確保していること。

十四 実習実施機関が技能実習生用の宿泊施設を確保していること。

十五 実習実施機関が、申請人が雇用契約に基づいて技能等の修得活動を開始する前に、その事業に関する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険に係る保険関係

の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

十六 実習実施機関が技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

十七 実習実施機関が技能実習（実習実施機関が本邦外において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書を作成し、技能実習を実施する事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

十八 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が外国人の技能実習に係る不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものに限る。法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第八号イ(3)を除き、以下同じ。）で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

外国人の技能実習に係る不正行為	期間
イ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に対して暴行し、脅	五年間

<p>ロ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為</p>	<p>ハ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為</p>	<p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の人権を著しく侵害する行為</p>	<p>ホ 実習実施機関において、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又はこの表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若し</p>
<p>五年間</p>	<p>五年間</p>	<p>五年間</p>	<p>五年間</p>

<p>くは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p>	<p>へ 実習実施機関において、第五号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第六号に規定する契約の締結をする行為（ハ及びニに該当する行為を除く。）</p>	<p>ト 実習実施機関において、受け入れた技能実習生を雇用契約に基づかない講習の期間中に業務に従事させる行為</p>	<p>チ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の技能実習に係る手当若しくは報酬又は実施時間について技能実習生との間で法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>リ 実習実施機関において、</p>
<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>

<p>又 実習実施機関において、 法第六条第二項、第七条の 二第一項、第二十条第二項 又は第二十一条第二項の申 請の際提出した技能実習計 画と著しく異なる内容の技 能実習を実施し、又は当該 計画に基づく技能実習を实 施しないこと（ホに該当す る行為を除く。）</p>	<p>又 実習実施機関において、 法第六条第二項、第七条の 二第一項、第二十条第二項 又は第二十一条第二項の申 請内容と異なる他の機関に 技能実習を実施させる行為 又は当該他の機関において 、技能実習を実施する行為 （ホに該当する行為を除く 。）</p>	<p>又 実習実施機関において、 法第六条第二項、第七条の 二第一項、第二十条第二項 又は第二十一条第二項の申 請内容と異なる他の機関に 技能実習を実施させる行為 又は当該他の機関において 、技能実習を実施する行為 （ホに該当する行為を除く 。）</p>	<p>又 実習実施機関において、 法第六条第二項、第七条の 二第一項、第二十条第二項 又は第二十一条第二項の申 請の際提出した技能実習計 画と著しく異なる内容の技 能実習を実施し、又は当該 計画に基づく技能実習を实 施しないこと（ホに該当す る行為を除く。）</p>
<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>

外国人に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げ	実習実施機関において、	十九人以下 十九人以上 四十九人以下 五十人以上	受入れ総数の二分の一	受入れ総数の五分の一	人数	の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた技能実習生の総数をいう。以下このフにおいて同じ。）に同じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるとときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）

<p>カ 実習実施機関において、技能実習に關し労働基準法又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為（イ、ハ及びニに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>ヨ この表（タを除く。以下このヨにおいて同じ。）に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に準ずる行為、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第十六号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号口の表に掲げる不正行為」という。）に準ずる行為（同表ソ及びツに係るものを除く。）又は法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第十号の表の上欄に掲げる</p>	<p>三年間</p>

<p>十九 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。</p>	<p>外国人の研修に係る不正行為（研修の適正な実施を妨げるものに限る。以下「研修の表に掲げる不正行為」という。）に準ずる行為（同表ヨに係るものを除く。）を行い、地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後三年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為に準ずる行為を行うこと</p> <p>タ 実習実施機関において、技能実習（実習実施機関が本邦外において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為</p>
<p>二十 実習実施機関又はその経営者、管理</p>	<p>一年間</p>

者、技能実習指導員若しくは生活指導員が第十八号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為」という。）に準ずる行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合は、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

二十一 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が次に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

イ 法第七十三条の二から第七十四条の八までの規定

ロ 労働基準法第一百七十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）並びに労働基準法第一百八条第一項（同法第六条の規定に係る部分に

限る。）、第一百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第二百十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第二百一条の規定

ハ 船員法（昭和二十二年法律第百号）第三百十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）、第三百十一条第一号（同法第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第二号の規定並びに当該規定に係る同法第一百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項又は船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）

ニ 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

法別表第	
一 申請人が修得しようとする技能等が同	<p>二十二 実習実施機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。</p> <p>二十三 送出し機関又はその経営者若しくは管理者が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は技能実習第一号イの表に掲げる不正行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為若しくは研修の表に掲げる不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を使用し、又は提供する行為を行ったことがないこと。</p>
(新設)	
(新設)	

一の二の
表の技能
実習の項
の下欄第
一号口に
掲げる活
動

一の作業の反復のみによつて修得できるものではないこと。

二 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

三 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとする事。

四 申請人が本邦において修得しようとする技能等を要する業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は申請人が当該技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。

五 申請人が国籍又は住所を有する国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関の推薦を受けて技能等を修得しようとする者であること。

六 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、本邦において申請人が従事する技能実習（本邦外において監理団体（技能実習生の技能等を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体をいう。以下同じ。）が実施する講習を含む。次号において同じ。）に関連して、次に掲げるいずれの機関からも保証金を徴収されていないことそ

の他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで管理されないことが見込まれることのほか、当該機関との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。

イ 送出し機関

ロ 監理団体

ハ 実習実施機関

ニ 技能実習の実施についてあつせんを行う機関（監理団体を除く。以下この欄において「あつせん機関」という。

七

前号イからニまでに掲げる機関相互の間で、本邦において申請人が従事する技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、当該技能実習が終了するまで締結されないことが見込まれること。

八

監理団体が次に掲げる要件に適合する講習を座学（見学を含む。）により実施すること。

イ 講習の科目が次に掲げるものであること。

(1) 日本語

(2) 本邦での生活一般に関する知識

(3) 出入国管理及び難民認定法、労働

基準法、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知った

ときの対応方法その他技能実習生の

法的保護に必要な情報（専門的な知

識を有する者（監理団体又は実習実

施機関に所属する者を除く。）が講

義を行うものに限る。）

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか

、本邦での円滑な技能等の修得に資

する知識

ロ 監理団体が本邦において実施する講習の総時間数が、申請人が本邦において上欄の活動に従事する予定の時間全体の六分の一以上であること。ただし、申請人が次のいずれかに該当する講習又は外部講習を受けた場合は、十二分の一以上であること。なお、講習時間の算定に当たっては、一日の講習の実施時間が八時間を超える場合にあっては、八時間とする。

(1) 過去六月以内に監理団体が本邦外

において実施したイの(1)、(2)又は(4)

の科目に係る講習で、一月以上の期

間を要する講習で、一月以上の期

間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの

(2) 過去六月以内に外国の公的機関又は教育機関が申請人の本邦において従事しようとする技能実習に資する目的で本邦外において実施したイの(1)、(2)又は(4)の科目に係る外部講習(座学(見学を含む。))によるものに限る。)で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの(監理団体においてその内容が講習と同等以上であることを確認したものに限る。)

ハ 本邦における講習が、申請人が実習実施機関において技能等の修得活動を実施する前に行われること。

九 監理団体が、技能実習生が上欄の活動を終了して帰国した場合又は上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策(上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合に限る。)を報告することとされていること。

十 監理団体が講習を実施する施設を確保していること。

十一 監理団体又は実習実施機関が技能実習生用の宿泊施設を確保していること。

イ 監理団体、実習実施機関	外国人の技能実習に係る不正行為	<p>十二 監理団体又は実習実施機関が、申請人が技能等の修得活動を開始する前に、実習実施機関の事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。</p> <p>十三 監理団体が技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。</p> <p>十四 監理団体が講習の実施状況に係る文書を作成し、その主たる事業所に備え付け、当該講習を含む技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。</p> <p>十五 監理団体が技能実習に係るあつせんに関して収益を得ないこととされていること。</p> <p>十六 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が外国人の技能実習に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。</p>
五年間	期間	

<p>又はあつせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあつせんした技能実習生に對して暴行し、脅迫し又は監禁する行為</p>	<p>ロ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあつせんした技能実習生の旅券又は外国人登録証明書をとり上げる行為</p>	<p>ハ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為</p>	<p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあつせんした技能実習生の人権を著しく侵害する行為</p>	<p>ホ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上</p>
<p>五年間</p>	<p>五年間</p>	<p>五年間</p>	<p>五年間</p>	<p>五年間</p>

<p>チ 監理団体、実習実施機関</p>	<p>ト 監理団体、実習実施機関 又はあつせん機関において、受け入れ又はあつせんした技能実習生を第八号に規定する講習の期間中に業務に従事させる行為</p>	<p>ヘ 監理団体、実習実施機関 又はあつせん機関において、第六号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第七号に規定する契約の締結をする行為（ハ及びニに該当する行為を除く。）</p>	<p>陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又はこの表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p>
<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	

<p>又はあつせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあつせんした技能実習生の技能実習に係る手当若しくは報酬又は実施時間について技能実習生との間で法第六条第二項、第七条の第二項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>リ 監理団体又は実習実施機関において、法第六条第二項、第七条の第二項又は第二十一条第二項の申請の際提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>三年間</p>
<p>又 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、法第六条第二項、第七条の第二項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>

<p>申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させる行為又は当該他の機関において、技能実習を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>ル 監理団体において、技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為</p>	<p>ヲ 監理団体において、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号。以下「団体要件省令」という。）第一条第三号、第四号、第六号及び第八号（文書の作成及び保管に係る部分を除く。）に規定する措置を講じないこと</p>	<p>ワ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生（研修生を含む。以下このワにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内</p>
<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	

に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた技能実習生の総数をいう。以下このワにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（監理団体又は実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）

受入れ総数	人数
五十人以上	受入れ総数の五分の一
二十人以上 四十九人以下	十人
十九人以下	受入れ総数の二分の一

カ 監理団体、実習実施機関又はあつせん機関において、外国人に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い

三年間

<p>、唆し、又はこれを助けること</p>	<p>ヨ 監理団体又は実習実施機関において、技能実習に關し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（イ、ハ及びビニ該当する行為を除く。）</p>	<p>タ 営利を目的とするあつせん機関において、技能実習に關してあつせんを行う行為又は監理団体若しくは営利を目的としないあつせん機関において、技能実習に關して収益を得てあつせんを行う行為</p>	<p>レ この表（ソ及びツを除く。以下このレにおいて同じ。）に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表タに係るものを除く。）又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表ヨに係るものを除く。）を行い、地方入国</p>
<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>

<p>管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後三年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為に準ずる行為を行うこと</p>	<p>ソ 監理団体又は実習実施機関において、技能実習（監理団体が本邦外において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為</p>	<p>ツ 監理団体において、技能実習生が技能実習の活動を終了して帰国した場合の地方入国管理局への報告を怠る行為</p>	
<p>十七 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。</p>	<p>十八 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が技能実習第一号ロの表に掲げる不正</p>	<p>一年間</p>	<p>一年間</p>

行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合は、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十九 監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第一号イの項」という。）の下欄第二十一号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

二十 監理団体の役員又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

二十一 申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

二十二 申請人が従事しようとする技能実習が技能実習指導員の指導の下に行われること。

二十三 実習実施機関に生活指導員が置かれていないこと。

二十四 監理団体が団体要件省令第一条第一号ハ（社団であり、かつ、実習実施機関が当該団体の社員で中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項第一号から第四号までのいずれかに掲げる中小企業者である場合を除く。）又はヘ（開発途上国に対する農業技術協力を目的とするものを除く。）のいずれかに該当する場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以下次号、第二十六号、第二十八号及び第二十九号において同じ。）の総数の二十分の一以内であること。

二十五 監理団体が団体要件省令第一条第一号イ、ロ又はハ（社団であり、かつ、

実習実施機関が当該団体の社員で中小企業基本法第二条第一項第一号から第四号までのいずれかに掲げる中小企業者である場合に限る。）のいずれかに該当する場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、技能実習第一号の項の下欄第十一号の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り捨てた人数とする。以下同じ。）の範囲内であること。

二十六 監理団体が団要件省令第一条第一号二又はへ（開発途上国に対する農業技術協力を目的とするものに限る。）に該当する場合は、次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習実施機関が法人である場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、技能実習第一号の項の下欄第十一号の表の上

欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

ロ 実習実施機関が法人でない場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が二人以内であること。

二十七 監理団体が団体要件省令第一条第一号ホに該当する場合であつて、技能実習の内容が船上において漁業を営むものであるときは、次に掲げる要件に適合すること。

イ 申請人を含めた漁船に乗り組む技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が各漁船につき二人以内であること。

ロ 申請人を含めた漁船に乗り組む技能実習生の人数が各漁船につき実習実施機関の乗組員（技能実習生を除く。）の人数を超えるものでないこと。

ハ 技能実習指導員が毎日一回以上、各漁船における技能実習の実施状況を確認し、無線その他の通信手段を用いて監理団体に対して報告することとされていること。

ニ 申請人が毎月（技能実習が船上において実施されない月を除く。）一回以上、技能実習の実施状況に係る文書を監理団体に提出することとされていること。

ホ 監理団体がハの報告及びニの文書により、技能実習が適正に実施されていることを確認し、その結果を三月につき少なくとも一回当該監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告することとされていること。

ヘ 監理団体がハの報告について記録を作成し、ニの文書とともにその主たる事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から一年以上保存することとされていること。

二十八 監理団体が団体要件省令第一条第一号ホに該当する場合であつて、技能実習の内容が船上において漁業を営むものでないときは、次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習実施機関が法人である場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、技能実習

第一号イの項の下欄第十一号の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

ロ 実習実施機関が法人でない場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が二人以内であること。

二十九 監理団体が団体要件省令第一条第一号トに該当する場合であつて、当該団体の監理の下に法務大臣が告示をもつて定める技能実習を行うときは、次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習実施機関が農業を営む機関（法人を除く。）又は漁業を営む機関でない場合は、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、技能実習第一号イの項の下欄第十一号の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。

ロ 実習実施機関が農業を営む機関（法

人を除く。)である場合は、申請人を
含めた実習実施機関に受け入れられて
いる技能実習生(法別表第一の二の表
の技能実習の項の下欄第一号に掲げる
活動に従事する者に限る。)の人数が
二人以内であること。

ハ 実習実施機関が漁業を営む機関であ
る場合であつて、技能実習の内容が船
上において漁業を営むものであるとき
は、第二十七号の要件に適合すること
。

ニ 実習実施機関が漁業を営む機関であ
る場合であつて、技能実習の内容が船
上において漁業を営むものでないとき
は、前号の要件に適合すること。

三十 実習実施機関が技能実習の実施状況
に係る文書を作成し、技能実習を実施す
る事業所に備え付け、当該技能実習の終
了の日から一年以上保存することとされ
ていること。

三十一 実習実施機関又はその経営者、管
理者、技能実習指導員若しくは生活指導
員が技能実習第一号口の表に掲げる不正
行為、技能実習第一号イの表に掲げる不
正行為又は研修の表に掲げる不正行為を
行ったことがある場合は、当該不正行為
が行われたと認められた日後それぞれ
表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、

再発防止に必要な改善措置が講じられて
いること。

三十二 実習実施機関又はその経営者、管
理者、技能実習指導員若しくは生活指導
員が技能実習第一号口の表に掲げる不正
行為に準ずる行為、技能実習第一号イの
表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研
修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を
行い、当該行為に対し地方入国管理局か
ら改善措置を講ずるよう指導を受けた場
合は、再発防止に必要な改善措置が講じ
られていること。

三十三 実習実施機関又はその経営者、管
理者、技能実習指導員若しくは生活指導
員が技能実習第一号イの項の下欄第二十
一号イからニまでに掲げる規定により刑
に処せられたことがある場合は、その執
行を終わり、又は執行を受けることがな
くなった日から五年を経過していること
¹

三十四 実習実施機関の経営者又は管理者
が過去五年間に他の機関の経営者、役員
又は管理者として外国人の技能実習又は
研修の運営又は監理に従事していたこと
があり、その従事期間中、当該他の機関
が技能実習第一号口の表に掲げる不正行
為、技能実習第一号イの表に掲げる不正
行為又は研修の表に掲げる不正行為を行

つていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

三十五 あつせん機関がある場合は、当該機関が営利を目的とするものでなく、かつ、技能実習に係るあつせんに関して収益を得ないこととされていること。

三十六 あつせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

三十七 あつせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合は、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

三十八 あつせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実習第一号イの項の下欄第二十一号イからニまで

に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していること。

三十九 あつせん機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習又は研修の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が技能実習第一号口の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行つていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

四十 送出し機関又はその経営者若しくは管理者が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は技能実習第一号口の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為若しくは研修の表に掲げる不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しく

<p>法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行ったことがないこと</p>
<p>法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>申請人が次のいずれかに該当していること。 イ、ロ (同上) (新設)</p>
<p>一 申請人が次のいずれかに該当していること。 イ、ロ (略) ハ 申請人が本邦の高等学校(定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。) 二 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。 三 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、第一号イ又はロに該当し、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすること。</p>	<p>二 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用(以下「生活費用」という。)を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。 三 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすること。</p>
<p>四 申請人が高等学校において教育を受け</p>	

ようとする場合は、年齢が二十歳以下であり、かつ、教育機関において一年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りでない。

五

申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。

イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明

（新設）

四

申請人が専修学校の専門課程において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。

イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校において教育を受けるに足りる日本語能

	(削る)
<p>六 申請人が専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。</p>	(削る)
<p>五 申請人が専修学校の専門課程において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。</p> <p>六 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>一 申請人が本邦の高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受け</p>	<p>法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動</p>

る場合を除く。)

二| 申請人が生活費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。

三| 申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が二十歳以下であり、かつ、教育機関において一年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りでない。

四| 申請人が専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において教育を受けようとする場合(専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。)は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。

<p>法別表第 一の四の</p>	
<p>一の申請人が修得しようとする技能等が同一の作業の反復のみによって修得できる</p>	
<p>法別表第 一の四の</p>	
<p>一の申請人が修得しようとする技術、技能又は知識が同一の作業の反復のみによつ</p>	<p>イ 申請人が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関において六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること</p> <p>ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。</p> <p>五 申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。</p> <p>六 申請人が専修学校の高等課程若しくは一般課程、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること</p>

表の研修
の項の下
欄に掲げ
る活動

ものではないこと。

二| 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

三| 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとする事。

四| 申請人が受けようとする研修が研修生を受け入れる本邦の公私の機関（以下「受入れ機関」という。）の常勤の職員で修得しようとする技能等について五年以上の経験を有するもの（以下「研修指導員」という。）の指導の下に行われること。

五| 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修（商品の生産をする業務に係るものにあつては、生産機器の操作に係る実習（商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所又は商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において行われるものを除く。）を含む。）をいう。以下同じ。）が含まれている場合は、次のいずれかに該当していること。

表の研修
の項の下
欄に掲げ
る活動

て修得できるものではないこと。

二| 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事することが予定されていること。

三| 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技術、技能又は知識を修得しようとする事。

四| 申請人が受けようとする研修が申請人を受け入れる本邦の公私の機関（以下「受入れ機関」という。）の常勤の職員で修得しようとする技術、技能又は知識について五年以上の経験を有するものの指導の下に行われること。

五| 受入れ機関が実施する研修の中に実務研修（商品を生産し若しくは販売する業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技術、技能又は知識を修得する研修をいう。以下同じ。）が含まれている場合は、第六号の二に定める研修を受ける場合を除き、当該機関が次に掲げる要件に適合すること。ただし、受入れ機関が我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人である場合その他法務大臣が告示をもって定

イ 申請人が、我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修を受ける場合

ロ 申請人が独立行政法人国際観光振興機構の事業として行われる研修を受ける場合

ハ 申請人が独立行政法人国際協力機構の事業として行われる研修を受ける場合

ニ 申請人が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油開発技術センターの事業として行われる研修を受ける場合

ホ 申請人が国際機関の事業として行われる研修を受ける場合

ヘ イからニに掲げるもののほか、申請人が我が国の国、地方公共団体又は我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人若しくは独立行政法人の資金により主として運営される事業として行われる研修を受ける場合で受入れ機関が次のいずれにも該当するとき。

(1) 研修生用の宿泊施設を確保していること（申請人が受けようとする研修の実施についてあつせんを行う機関（以下この欄において「あつせん

める場合は、この限りでない。

イ 研修生用の宿泊施設を確保していること（申請人が受けようとする研修の実施についてあつせんを行う機関が宿泊施設を確保していることを含む。）

ロ 研修生用の研修施設を確保していること。

ハ 申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数の二十分の一以内であること。

ニ 外国人研修生の生活の指導を担当する職員（以下「生活指導員」という。）が置かれていること。

ホ 申請人が研修中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険（労働者災害補償保険を除く。）への加入その他の保障措置を講じていること（申請人が受けようとする研修の実施についてあつせんを行う機関が当該保障措置を講じていることを含む。）

ヘ 研修施設について労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。

六 受入れ機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合は、次号に定め

- 機関」という。)が宿泊施設を確保していることを含む。)
- (2) 研修生用の研修施設を確保していること。
- (3) 生活指導員を置いていること。
- (4) 申請人が研修中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険(労働者災害補償保険を除く。)(への加入その他の保障措置を講じていること(あつせん機関が当該保障措置を講じていることを含む。))
- (5) 研修施設について労働安全衛生法の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。
- ト| 申請人が外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤の職員である場合で受入れ機関がへの(1)から(5)までのいずれにも該当するとき
- チ| 申請人が外国の国又は地方公共団体の指名に基づき、我が国の国の援助及び指導を受けて行う研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。
- (1) 申請人が外国の住所を有する地域において技能等を広く普及する業務に従事していること。
- (2) 受入れ機関がへの(1)から(5)までの

- る研修を受ける場合を除き、申請人が次のいずれかに該当する外国の機関の常勤の職員であり、かつ、当該機関から派遣される者であること。ただし、申請人が本邦の機関が外国に設立することを予定している合弁企業若しくは現地法人の常勤の職員の養成を目的とする研修を受けるため当該本邦の機関に受け入れられる場合で当該合弁企業若しくは現地法人の設立が当該外国の公的機関により承認されているとき又は受入れ機関が我が国の国若しくは地方公共団体の機関若しくは独立行政法人である場合その他法務大臣が告示をもつて定める場合は、この限りでない。
- イ| 国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関
- ロ| 受入れ機関の合弁企業又は現地法人
- ハ| 受入れ機関と引き続き一年以上の取引の実績又は過去一年間に十億円以上の取引の実績を有する機関
- 六の二| 申請人が受けようとする研修が法務大臣が告示をもつて定めるものである場合は、受入れ機関が次に掲げる要件に適合すること。
- イ| 受入れ機関が第五号のイ、ロ及びニからへまでのいずれにも該当すること

いづれにも該当すること。

六| 受入れ機関が、研修生が上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策を報告することとされていること。

七| 受入れ機関又はあつせん機関が研修生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

八| 受入れ機関が研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から一年以上保存することとされていること。

九| 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修が含まれている場合は、当該実務研修を受ける時間（二以上の受入れ機関が申請人に対して実務研修を実施する場合にあつては、これらの機関が実施する実務研修を受ける時間を合計した時間）が、本邦において研修を受ける時間全体の三分の二以下であること。ただし、申請人が、次のいづれかに該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の四分の三以下であるとき又は次のいづれにも該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の五分の四以下であるときは、この限りでない。

ロ| 申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものではなく、かつ、次の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。ただし、

受入れ機関が農業を営む機関である場合については、申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が二人以内であること。

受入れ機関の常勤の職員の総数	研修生の総数
三百人以上	常勤の職員の総数の二十分の一以内
二百人以上三百人以下	十五人
百人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
五十人以下	三人

七| 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修が含まれている場合は、当該実務研修を受ける時間（二以上の受入れ機関が申請人に対して実務研修を実施する場合にあつては、これらの機関が実施する実務研修を受ける時間を合計した時間）が、本邦において研修を受ける時間全体の三分の二以下であること

イ 申請人が、本邦において当該申請に係る実務研修を四月以上行うことが予定されている場合

ロ 申請人が、過去六月以内に外国の公的機関又は教育機関が申請人の本邦において受けようとする研修に資する目的で本邦外において実施した当該研修と直接に関係のある研修（実務研修を除く。）で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの（受入れ機関においてその内容が本邦における研修と同等以上であることを確認したものに限る。）を受けた場合

十 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が外国人の研修に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていないこと。

外国人の研修に係る不正行為	期間
イ 受入れ機関又はあつせん機関において、受け入れ又はあつせんした研修生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	五年間

。ただし、法務大臣が告示をもって定める場合は、この限りでない。

八 受入れ機関又はその経営者、管理者、申請人の受ける研修について申請人を指導する者若しくは生活指導員が過去三年間に外国人の研修に係る不正行為を行ったこと（実務研修を含まない研修実施計画に基づいて受け入れた研修の在留資格をもって在留する者を実務研修に従事させたことを含む。）がないこと。

九 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合は、営利を目的とするものでなく、かつ、当該機関又はその経営者若しくは常勤の職員が過去三年間に外国人の研修に係る不正行為を行ったことがないこと。

<p>ロ 受入れ機関又はあつせん機関において、受け入れ又はあつせんした研修生の旅券又は外国人登録証明書を 取り上げる行為</p>	<p>ハ 受入れ機関において、受け入れた研修生に支給する 手当の一部又は全部を支払 わない行為</p>	<p>ニ イからハまでに掲げるもの のほか、受入れ機関又はあつせん機関において、受け入れ又はあつせんした研修生の人権を著しく侵害する 行為</p>	<p>ホ 受入れ機関又はあつせん機関において、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書 の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又はこの表に掲げる外国人の 研修に係る不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で</p>
<p>五年間</p>	<p>五年間</p>	<p>五年間</p>	<p>五年間</p>

<p>、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p>	<p>へ 受入れ機関又はあつせん機関において、受け入れ又はあつせんした研修生の研修に係る手当又は実施時間について研修生との間で法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>ト 受入れ機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請の際提出した研修計画と著しく異なる内容の研修を実施し、又は当該計画に基づく研修を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>チ 受入れ機関又はあつせん機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、</p>
<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>

<p>第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる他の機関に研修を実施させる行為又は当該の機関において、研修を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）</p>	<p>リ 受入れ機関において、研修計画に定める研修時間を超えて実務研修を実施する行為</p>	<p>ヌ 受入れ機関において、研修の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為</p>	<p>ル 受入れ機関において、受け入れた研修生（技能実習生を含む。以下このルにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた研修生の総数をいう。以下このルにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り</p>
<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>

<p>カ この表（ヨを除く。以下</p>	<p>ヲ 営利を目的とするあつせん機関において、研修に關してあつせんを行う行為又は営利を目的としないあつせん機関において、研修に關して収益を得てあつせんを行う行為</p>	<p>ヲ 受入れ機関又はあつせん機関において、外国人に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること</p>	<p>上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（受入れ機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）</p> <table border="1" data-bbox="845 510 1197 940"> <tr> <td>受入れ総数</td> <td>人数</td> </tr> <tr> <td>五十人以上</td> <td>受入れ総数の五分の一</td> </tr> <tr> <td>二十人以上 四十九人以 下</td> <td>十人</td> </tr> <tr> <td>十九人以下</td> <td>受入れ総数の二分の一</td> </tr> </table>	受入れ総数	人数	五十人以上	受入れ総数の五分の一	二十人以上 四十九人以 下	十人	十九人以下	受入れ総数の二分の一
受入れ総数	人数										
五十人以上	受入れ総数の五分の一										
二十人以上 四十九人以 下	十人										
十九人以下	受入れ総数の二分の一										
<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>									

<p>このカにおいて同じ。）に掲げる外国人の研修に係る不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表タに係るものを除く。）又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表ソ及びツに係るものを除く。）を行い、地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後三年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為に準ずる行為を行うこと</p>	
<p>十一 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれ表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。</p>	<p>ヨ 受入れ機関において、研修の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為</p> <p>一年間</p>

十二 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた場合は、再発防止に必要な改善措置が講じられていないこと。

十三 受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が技能実習第一号イの項の下欄第二十一号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

十四 受入れ機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の研修又は技能実習の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が研修の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行っていた場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

十五 あつせん機関がある場合は、当該機関が営利を目的とするものでなく、かつ、研修に係るあつせんに関して収益を得ないこととされていること。

十六 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合であつて、あつせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が研修の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行ったことがあるときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの上欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十七 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合であつて、あつせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為を行い、当該行為に対し地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受

けたときは、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

十八 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合であつて、あつせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が技能実習第一号イの項の下欄第二十一号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがあるときは、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していること。

十九 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合であつて、あつせん機関の経営者又は管理者が過去五年間に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の研修又は技能実習の運営又は監理に従事していたことがあり、その従事期間中、当該他の機関が研修の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為を行つていたときは、当該不正行為が行われたと認められた日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過していること。

(略)	<p>法別表第一の四の表の家族滞在の項の下欄に掲げる活動</p>	
(略)	<p>申請人が法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格、文化活動の在留資格又は留学の在留資格（この表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項第一号イ又はロに該当するものに限る。）をもって在留する者の扶養を受けて在留すること。</p>	<p>二十 送出し機関又はその経営者若しくは管理者が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は研修の表に掲げる不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為若しくは技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行ったことがないこと。</p>
(同上)	<p>法別表第一の四の表の家族滞在の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>申請人が法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格、文化活動の在留資格又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受けて在留すること。</p>